

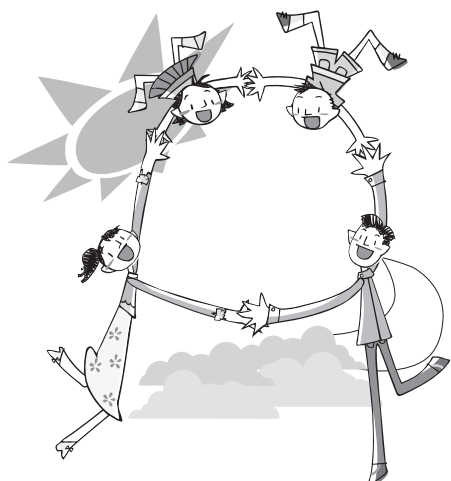
国民健康保険税の税率改定のお知らせ

4月から国民健康保険税の税率が変わります。

神埼市国民健康保険運営協議会の答申および、3月定例市議会の審議を経て、4月分から税率を改定することになりました。

主な内容は、後期高齢者医療の創設に伴い、国民健康保険税の医療分を医療分と後期高齢者支援金分に分け、税率を下の表のとおり改定しました。

なお、納付方法に特別徴収（年金天引き）を新設しました。



〈現行〉

項目	医療分	介護分 (40～64歳)
均等割	30,000円	9,400円
世帯割	25,000円	5,400円
所得割	10.5%	2.2%



〈改正後〉

項目	医療分	後期高齢者 支援金分(新設)	介護分 (40～64歳)
均等割	24,000円	6,000円	9,400円
世帯割	32,000円	8,000円	5,400円
所得割	9.6%	2.4%	2.2%

○平成20年4月から特別徴収（年金からの天引き）による納付が始まります。

対象となる方	納付方法	注 意 点
以下のすべてに当てはまる世帯の世帯主 ●国民健康保険に加入している全員が65歳以上75歳未満の世帯 ●世帯主の年金が18万円以上 ●国民健康保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1以下	特別徴収	●前年の所得が確定してから年間の保険料を算定するため、年度の途中で納付額が変更になることがあります。 ●4月上旬に納付内容をお知らせします。
上記以外の世帯主	普通徴収	●納付書または口座振替で納付してください。 ●6月上旬に納付内容をお知らせします。

〈納付方法〉

対象納付月	特別徴収の方 (年金天引き)	普通徴収の方 (納付書または口座振替)
4月	【第1回】仮徴収	
5月		
6月	【第2回】仮徴収	第1期
7月		第2期
8月	【第3回】仮徴収	第3期
9月		第4期
10月	【第4回】本徴収	第5期
11月		第6期
12月	【第5回】本徴収	第7期
1月		第8期
2月	【第6回】本徴収	第9期
3月		第10期

※□は、本算定により計算した金額です。

※仮徴収がある場合、前々年の所得で計算した保険料を徴収します。本算定で差額が発生した場合、本徴収で調整します。

保険税の納付には、 口座振替がおすすめです！

〈口座振替のメリット〉

- 納め忘れの心配がありません
- 毎年継続されます
- 納付のたびに納めに行く必要がありません

口座振替の手続きは簡単です！

「預金通帳」「通帳届出印」をご持参のうえ、市役所または、市指定の金融機関で手続きができます。

◎問い合わせ先

神埼市役所	市民課	☎37-0115
千代田総合支所	市民福祉課	☎44-3071
脊振総合支所	市民福祉課	☎59-2111